

## 第4節 児童福祉・母子保健・少子化対策

### 1 子ども・子育て支援事業計画推進

#### (1) 子ども・子育て支援事業計画推進

根拠法令等	子ども・子育て支援法	負担割合	市 10/10
-------	------------	------	---------

##### <目的・事業内容>

子ども・子育て支援法（平成24年法律第54号）の規定に基づき策定した大牟田市子ども・子育て支援事業計画を効果的に推進するため、大牟田市子ども・子育て会議の設置や進捗状況についての集計、報告、協議を行う。

##### <計画の期間>

平成27年度から平成31年度までの5年間

##### <実績>

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市子ども・子育て会議を設置。

### 2 教育・保育関連事業

#### (1) 公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	---	------	----------------------

##### <目的・事業内容>

保護者の労働等の理由による保育の必要性がある児童について、公立保育所への入所、または私立保育所（管外含む）への委託により、質の高い保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実に努める。

##### <実績>

	年度	24	25	26	27	28
区分	保育所数	23	23	23	22	22
	定員	2,270	2,270	2,280	2,260	2,240
	公立	80	80	80	80	80
	私立	2,190	2,190	2,200	2,180	2,160
公立	人員	(87) 1,042	(90) 1,078	(94) 1,128	(94) 1,128	(91) 1,095
	人員	(2,248) 26,979	(2,292) 27,501	(2,304) 27,645	(2,257) 27,084	(2,238) 26,857
私立	委託費(千円)	1,933,316	2,005,128	2,053,163	2,236,900	2,255,037
	人員	(34) 411	(20) 240	(16) 196	(18) 216	(17) 204
管外	委託費(千円)	31,002	18,778	14,314	17,496	25,659

合 計	人 員	(2,369) 28,432	(2,402) 28,819	(2,414) 28,969	(2,369) 28,428	(2,346) 28,156
	委託費(千円)	1,964,318	2,023,906	2,067,477	2,254,396	2,280,696

※( )は月平均

※平成24年4月から歴木保育所が民間移譲、また認定こども園わかば保育園が設置された。

※平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されたことにより、認定こども園わかば保育園は認定こども園若草幼稚園となった。

## (2) 私立認定こども園及び新制度移行幼稚園運営支援事業

根拠法令等	子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	負担割合	公定価格(26.6%分) : 県 1/2、市 1/2 公定価格(73.4%分) : 利用者負担額を差引後 国 1/2、県 1/4、市 1/4
-------	---	------	--

### <目的・事業内容>

児童の年齢や保護者の労働等の状況に応じた支給認定及び利用調整を行い、私立認定こども園及び新制度移行幼稚園への施設型給付費の支給により、質の高い教育・保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

### <実 績>

区分	年度	27	28
		認定こども園数	4
	移行幼稚園数	2	3
1号	利用定員	635	998
	人 員	6,517 (543)	10,503 (875)
2・3号	利用定員	165	253
	人 員	1,275 (106)	2,294 (191)
2・3号 管 外	人 員	48 (4)	150 (13)
合 計	人 員	7,840 (653)	12,947 (1,079)
	施設型給付費(千円)	365,673	677,496

※( )は月平均

※平成27年度は、教育委員会学務課にて所管。平成28年5月より保健福祉部へ移管。

※1号認定(教育標準時間認定)、2・3号(保育認定)。

※平成27年4月、子ども・子育て支援新制度開始。若草幼稚園は幼保連携型認定こども園に、しらかわ幼稚園、大牟田たちばな幼稚園は幼稚園型認定こども園に移行。はやめ幼稚園、光の子幼稚園、平原幼稚園は新制度移行幼稚園に移行。

※平成28年1月、はやめ幼稚園は新制度移行幼稚園から幼稚園型認定こども園に移行。

※平成28年4月、たから幼稚園、めぐみ幼稚園は幼稚園型認定こども園に、光の子幼稚園は新制度移行園から幼稚園型認定こども園に、大鳥幼稚園、明治幼稚園は新制度移行幼稚園に移行。

## (3) 養護児(障害児)教育・保育事業

根拠法令等	大牟田市養護児教育・保育等実施要綱 大牟田市養護児保育事業費補助金交付要綱 大牟田市幼稚園等養護児保育事業費補助金交付要綱	負担割合	(保育所分)市 10/10 (学童分)国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---	------	--

### <目的・事業内容>

心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童が身近な地域で教育・保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児教育・保育等実施要綱に基づき、加配保育士や加配支援員を配置する民間保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。当該児童が一般の児童とともに集団生活をおくることにより、心身の発達を助長し、養護児（障害児）の福祉の推進を図る。

### <保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園実績>

区分		年度				
		24	25	26	27	28
保育所養護児 (障害児)保育	実施施設数	9	11	8	6	9
	児童数	19	25	20	18	21
	事業費（千円）	21,057	33,307	29,435	21,788	27,728

※保育所養護児（障害児）保育事業は、平成15年4月から一般財源化。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園を合算して計上。事業費については公立保育所を除く施設分を計上。（養護児教育・保育等審査会報酬も含む。）

### <学童実績>

区分		年度				
		24	25	26	27	28
学童養護児(障 害児)保育	実施施設数	7	9	8	9	7
	児童数	10	12	11	10	7
	事業費（千円）	8,291	9,349	8,467	8,908	6,174

#### (4)一時預かり事業(一般型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-------------------

### <目的・事業内容>

教育・保育施設を利用していない（幼稚園機能部分の利用者を除く）家庭において、保護者の不定期な就労や病気、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するための支援として、一時的に保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

### <実 績>

区分		年度				
		24	25	26	27	28
実施施設数		5	5	5	5	4
児童数		(24) 1,422	(24) 1,422	(22) 1,192	(21) 1,301	(17) 1,090
事業費（千円）		5,780	5,780	7,579	7,579	6,091

※( )は、1か所当たり月平均。

※平成28年度の事業費には、熊本地震により利用者負担金補助金を含む。

#### (5)一時預かり事業(幼稚園型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金（幼稚園型）交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-------------------

### <目的・事業内容>

幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分を利用している家庭において、一時的に家庭での保育が

困難となった場合の支援として、教育時間の前後又は長期休業日等において一時的な保育を行い、子育て家庭の支援を図る。また、教育・保育施設等を利用していない家庭において、就学前児童の一時的な保育を行い、児童の福祉の向上を図る。

**<実績>**

区分 \ 年度	27	28
実施施設数	8	9
児童数	(4,421) 53,046	(4,667) 56,007
事業費(千円)	27,023	28,719

※( )は、1か所当たり月平均。

※実施施設数等には、私学助成による事業実施園を除く。

**(6)延長保育事業**

根拠法令等	大牟田市延長保育促進事業実施要綱 大牟田市延長保育促進事業費補助金交付要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--	------	----------------------

**<目的・事業内容>**

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応して、保育時間を延長し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

**<実績>**

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
実施施設数	5	5	5	8	8
児童数(月平均)	146	149	140	145	165
事業費(千円)	6,675	6,675	6,710	7,448	8,597

※児童数(月平均)は、実利用児童数の平均。

※補助対象施設のみ計上。

**(7)幼稚園就園奨励費**

根拠法令等	大牟田市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---------------------	------	-------------------

**<目的・事業内容>**

幼稚園(認定こども園及び新制度移行幼稚園を除く)において保護者が負担する保育料等を軽減する場合に就園奨励費補助金を交付し、保育所や認定こども園等と同程度の保育料とすることにより、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図る。

**<実績>**

区分 \ 年度	27	28
実施施設数	8	4
児童数	855	454
事業費(千円)	138,433	75,767

※幼稚園就園奨励費は、新制度開始後より記載。

※児童数及び事業費には、市外幼稚園への就園奨励費を含む。

## (8) 休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	----------------	------	---------

### <目的・事業内容>

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労等により家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。

### <対象者>

次のすべてに該当する者

- ・大牟田市内在住で市内の認可保育所、認定こども園、幼稚園に通う児童
- ・休日に保護者が就労等のために保育ができない世帯の児童
- ・健康で集団保育が可能な児童

### <実績>

年度	24	25	26	27	28
登録数	17	42	52	50	52
利用者数	14	131	205	294	309
事業費（千円）	272	1,224	1,356	325	396

※平成24年6月より預かり開始

## (9) つどいの広場・子育て支援センター事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱 大牟田市子育て支援センター事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---	------	----------------------

### <目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、青少年教育等多目的施設（フレンズピアおおむた）の2階において平成18年10月から実施している。子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することにより、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図る。

平成19年4月からは子育て支援センターを同施設に移設・統合し、事業を一体的に推進している。平成22年4月からは、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。平成25年10月からは、大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の1階に移転し事業継続している。

### <実績>

※（ ）は、月平均

年度	24	25	26	27	28
登録組数（組）	(45) 537	(57) 681	(65) 781	(65) 779	(62) 738
利用組数（組）	(282) 3,383	(337) 4,047	(453) 5,433	(448) 5,376	(425) 5,103
利用人数（人）	(645) 7,737	(789) 9,472	(1,033) 12,400	(1,004) 12,045	(964) 11,565
講座開催回数（回）	12	12	12	12	12
講座参加人数（人）	206	241	313	291	286
子育て相談数（件）	338	322	490	554	497
リズム遊び開催数（回）	12	12	12	12	12
リズム遊び参加数（組）	207	236	411	384	394
子育てサポーター登録数（人）	23	27	30	35	39
子育てサポーター活動件数（回）	323	407	404	471	410
事業費（千円）	3,274	3,373	3,342	3,255	3,273

### (10)子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	-------------------	------	----------------------

#### <目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設で一定期間内養育又は保護を行う。

平成25年度末をもって母子生活支援施設を廃止したことにより、夫の暴力等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合の受入れを中止した。

#### <実績>

区分		年度				
		24	25	26	27	28
ショートステイ事業	利用者数	6	6	4	4	2
	延日数	45	56	11	19	36
	事業費(千円)	407	509	61	276	286
トワイライトステイ事業	利用者数	2	2	2	3	0
	延日数	10	22	4	3	0
	事業費(千円)	13	28	10	7	0

### (11)病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病後児保育事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	-----------------	------	----------------------

#### <目的・事業内容>

集団保育が困難な病気回復期の児童等を一時的に病後児保育施設で預かることで子育てと仕事の両立を支援するものである。

#### <対象者>

乳幼児及び小学校に就学している児童

#### <実績>

区分		年度				
		24	25	26	27	28
利用児童数(月平均・人)		207(17)	183(15)	199(17)	168(12)	136(11)
事業費(千円)		4,291	4,316	4,369	4,259	4,250

### (12)ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---------------------------	------	----------------------

#### <目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

#### <会員>

次のすべてに該当する者

- ・市内に居住する者
- ・援助会員は20才以上で健康で積極的に援助活動ができる者
- ・依頼会員は乳幼児又は小学生を養育している者
- ・援助会員は講習会等を受講した者

<実績>

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
会員数	940	838	891	844	842
活動数(月平均)件	342(29)	411(34)	832(69)	806(67)	870(73)
事業費(千円)	4,284	4,284	4,406	4,406	4,406

※平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(13)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---	------	----------------------

<目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営するものである。

学童保育所の管理・運営については、平成18年度より指定管理者制度を導入。

学童クラブの運営については、平成21年度より業務委託により実施。

平成23年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前9時から」を「午前8時から」に改善。

平成25年度から、未整備校区(4校区)の児童を対象に、近隣学童保育所・学童クラブまでの送迎事業を実施(3校区)。平成28年度の学校再編により、3未整備校区中の2校区で事業実施。

<対象児童>

市内の小学校に就学する児童、又は市内に住所を有し市外の小学校に就学する児童

<実績>

区分 \ 年度	24	25	26	27	28	
三池学童保育所	月平均	41	42	42	42	43
	延人員	494	506	502	505	510
高取学童保育所	月平均	10	18	20	28	30
	延人員	123	216	245	334	359
中友学童保育所	月平均	16	21	27	30	24
	延人員	194	248	319	357	292
みなと学童保育所	月平均	30	37	36	40	39
	延人員	354	443	431	477	470
白川学童保育所	月平均	42	39	40	41	41
	延人員	500	467	484	496	495
銀水学童保育所	月平均	42	39	40	38	40
	延人員	509	471	481	459	477
吉野学童保育所	月平均	44	49	49	63	72
	延人員	526	587	592	757	869
笹原学童保育所	月平均	34	-	-	-	-
	延人員	411	-	-	-	-
大牟田中央学童保育所	月平均	45	43	43	42	39
	延人員	534	512	520	503	470
手鎌学童保育所	月平均	51	53	48	52	58
	延人員	615	635	572	621	690

駛馬北学童保育所	月平均	20	24	31	36	32
	延人員	245	286	368	431	385
羽山台学童保育所	月平均	41	40	39	48	52
	延人員	497	484	464	577	620
明治学童保育所	月平均	32	34	34	35	34
	延人員	387	409	406	423	411
大正学童保育所	月平均	41	44	41	43	41
	延人員	491	532	487	514	491
倉永学童クラブ	月平均	21	30	27	27	25
	延人員	250	358	328	319	305
平原学童クラブ	月平均	13	15	23	32	41
	延人員	157	182	282	386	487
天領学童クラブ	月平均	19	32	37	52	55
	延人員	232	380	446	625	654
天の原学童クラブ	月平均	-	40	38	38	44
	延人員	-	484	458	460	531
計	月平均	542	600	615	687	710
	延人員	6,519	7,200	7,385	8,244	8,516
定 員		680	680	680	680	680
事 業 費 (千円)		74,822	79,963	80,031	82,506	85,233

※平成10年7月1日 白川学童保育所開所  
 平成12年4月1日 銀水、吉野学童保育所開所  
 平成14年4月1日 笹原学童保育所開所、平成25年3月31日閉所  
 平成15年7月10日 大牟田学童保育所開所  
 平成16年4月1日 手鎌学童保育所開所  
 平成17年4月1日 駛馬北学童保育所開所  
 平成18年4月1日 羽山台学童保育所開所  
 平成19年4月1日 明治学童保育所開所  
 平成20年4月1日 大正学童保育所開所  
 平成21年4月1日 倉永学童クラブ開所  
 平成22年4月1日 平原学童クラブ開所  
 平成23年4月1日 天領学童クラブ開所  
 平成25年4月1日 天の原学童クラブ開所  
 平成28年4月1日 大牟田学童保育所を廃止し、大牟田中央学童保育所開所

#### (14) 保育所施設整備事業費補助

根拠法令等	平成27年度福岡県保育所整備事業費補助金交付要綱 平成27年度大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	負担割合	県5.5/10 市1/4
-------	---	------	-----------------

#### <目的・事業内容>

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人が行う保育所施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

#### <対象者>

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人

#### <実績>

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
施設整備数	1	2	2	2	1
事業費(千円)	143,304	299,073	285,329	275,741	150,557

※施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

### 3 結婚支援事業

#### (1)結婚サポートセンター事業

登録窓口	結婚サポートセンター（なかだっつあん）
------	---------------------

##### <目的・事業内容>

有明圏域における少子化対策として、結婚サポートセンター（柳川市大和生涯学習センター内）を、柳川市、みやま市、大牟田市の3市共同で設置し、特定非営利活動法人 筑後良縁会に企画・運営等業務を委託している。

業務内容は、20歳以上の3市に在住又は勤務の独身男性と、20歳以上の独身女性（市内外不問）の登録者に対して、結婚相談やパートナー紹介をはじめ、出会いイベント（お見合いパーティー、ツアー）等を実施している。

##### <実績>

区分	年度		25		増		26		増		27		増		28		増	
	25	増	26	増	27	増	28	増										
登録者（累積）	586	143	718	132	852	134	1,000	148										
男	315	64	385	70	445	60	514	69										
	271	79	333	62	407	74	486	79										
うち大牟田市民	177	50	235	58	284	49	342	58										
	90	27	128	38	147	19	176	29										
男	87	23	107	20	137	30	166	29										
女																		
相談件数	1,331		1,308		1,037		1,034											
委託料（単位：千円）	2,711		2,711		2,711		2,711											

※平成28年度末までの累積成婚者数は32組、うち大牟田市民13人（うち大牟田市民同士1組）

※平成28年度の実会員数は290人（うち大牟田市民109人）

#### (2)おおむた縁結び支援事業

根拠法令等	おおむた縁結び支援事業補助金交付要綱	負担割合	市10/10
-------	--------------------	------	--------

##### <目的・事業内容>

独身者が、結婚して子どもを授かりたいという思いの醸成をはかるとともに、希望の結婚像・ライフスタイルに合った相手を探せるようサポートとなる事業を実施する。

具体的には、結婚について考えるセミナーや婚活イベントの実施、民間団体が主催する婚活イベント等に対して補助を行うもの。

##### <実績>

区分	年度		28	
	28	増	28	増
ライフデザインセミナー （県との共催）	実施回数（回）		2	
	参加者数（人）		24	
婚活イベント	実施回数（回）		1	
	申込者数（人）		48	
	参加者数（人）		23	
	カップル成立数（組）		4	
おおむた縁結び支援事業 補助金	申請件数（件）		1	
	交付額（千円）		200	

## 4 子育て支援事業

### (1)子ども医療費助成

根拠法令等	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例	負担割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳～3歳未満 県1/2 市1/2</li> <li>・3歳～小学生 (所得範囲内) 県1/2 市1/2 (所得超過) 市10/10</li> <li>・中学生 市10/10</li> </ul>
-------	---------------------	------	--

#### <目的・事業内容>

子どもの医療の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

子育て家庭の経済的負担の軽減のため、福岡県の医療費助成の範囲（入院・通院ともに就学前までで、3歳以上の子どもは保護者の所得制限あり）を超えた助成を行ってきた。

- ・平成25年度から入院の助成範囲を就学前児童から小学6年生まで拡充
- ・平成26年度からは入院の助成範囲を更に中学3年生まで拡充
- ・平成28年10月分からは、中学3年生までの入院及び通院医療費の助成を行うとともに、3歳以上の子どもの保護者に設けられている所得制限を廃止した。

中学生に対する入院及び通院医療費の助成と所得制限廃止は福岡県の助成範囲を超えた本市独自の制度。

(福岡県も平成28年10月診療分から医療費助成範囲を拡充。入院・通院ともに小学6年生までで、3歳以上の子どもは保護者の所得制限あり。)

#### <支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有する者
- ・中学生までの子ども
- ・国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・生活保護法による保護を受けていないこと

#### <実績>

区分		年度					
		24	25	26	27	28 (*4)	
子ども	0歳～3歳・ 3歳～小学生(*1) (所得範囲内)	対象者	6,015	5,925	5,885	5,760	9,849
		件数	95,498	96,560	95,633	95,049	106,970
		金額(千円)	215,366	223,265	210,768	218,560	235,675
	中学生・ 3歳～小学生 (所得超過)	対象者	-	-	-	-	2,507
		件数	-	(*2) 33	(*3) 83	(*3) 89	4,960
		金額(千円)	-	1,896	4,340	5,463	17,120
	合計	対象者	6,015	5,925	5,885	5,760	12,356
		件数	95,498	96,593	95,716	95,138	111,930
		金額(千円)	215,366	225,161	215,108	224,023	252,795

(\*1) 平成24年～平成27年の対象者は、0歳～3歳及び3歳～小学校就学前（所得範囲内）

(\*2) 小学生の入院費助成件数（平成25年4月から小学生入院費が助成対象となる）

(\*3) 小学生・中学生の入院費助成件数（平成26年4月から中学生入院費が助成対象となる）

(\*4) 平成28年10月から、中学生までの通院費・入院費が助成対象となる（所得制限撤廃）

## (2) 児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	負担割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0歳～3歳未満（被用者） 国 37/45, 県 4/45, 市 4/45</li> <li>・ 0歳～3歳未満（非被用者） 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6</li> <li>・ 3歳～小学校修了前 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6</li> <li>・ 中学生 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6</li> <li>・ 所得制限超過者 国 4/6, 県 1/6, 市 1/6</li> </ul>
-------	-------	------	--

### <目的・事業内容>

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

### <支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 中学校修了前児童を養育している父母等

### <支給額>

児童の年齢	児童手当月額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

### <実績>

平成26年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	21,835	349	0	22,184
		支給額(千円)	327,525	1,745	0	329,270
	非被用者	受給人員(延数)	5,974	63	230	6,267
		支給額(千円)	89,610	315	3,450	93,375
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	72,653	2,023	24	74,700
		支給額(千円)	779,000	10,115	240	789,355
	非被用者	受給人員(延数)	22,099	404	328	22,831
		支給額(千円)	238,630	2,020	3,280	243,930
小学校修了後 中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	24,283	1,183	0	25,466
		支給額(千円)	242,830	5,915	0	248,745
	非被用者	受給人員(延数)	7,853	246	192	8,291
		支給額(千円)	78,530	1,230	1,920	81,680
計	受給人員(延数)	154,697	4,268	774	159,739	
	支給額(千円)	1,756,125	21,340	8,890	1,786,355	

平成27年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	21,643	379	0	22,022
		支給額(千円)	324,645	1,895	0	326,540
	非被用者	受給人員(延数)	5,787	67	200	6,054
		支給額(千円)	86,805	335	3,000	90,140

3歳以上 小学校修 了前	被用者	受給人員(延数)	72,229	2,066	14	74,390
		支給額(千円)	775,580	10,330	140	786,050
	非被用者	受給人員(延数)	21,149	402	353	21,904
		支給額(千円)	228,290	2,010	3,530	233,830
小学校修 了後中学 校修了前	被用者	受給人員(延数)	23,389	1,192	0	24,581
		支給額(千円)	233,890	5,960	0	239,850
	非被用者	受給人員(延数)	7,312	202	229	7,743
		支給額(千円)	73,120	1,010	2,290	76,420
計		受給人員(延数)	151,509	4,308	796	156,613
		支給額(千円)	1,722,330	21,540	8,960	1,752,830

平成28年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3歳	被用者	受給人員(延数)	20,683	467	2	21,152
		支給額(千円)	310,245	2,335	30	312,610
	非被用者	受給人員(延数)	5,165	94	216	5,475
		支給額(千円)	77,475	470	3,240	81,185
3歳以上 小学校修 了前	被用者	受給人員(延数)	71,837	2,299	12	74,148
		支給額(千円)	773,270	11,495	120	784,885
	非被用者	受給人員(延数)	20,637	410	333	21,380
		支給額(千円)	223,690	2,050	3,330	229,070
小学校修 了後中学 校修了前	被用者	受給人員(延数)	23,606	1,266	12	24,884
		支給額(千円)	236,060	6,330	120	242,510
	非被用者	受給人員(延数)	6,836	212	218	7,266
		支給額(千円)	68,360	1,060	2,180	71,600
計		受給人員(延数)	148,764	4,748	793	154,305
		支給額(千円)	1,689,100	23,740	9,020	1,721,860

### (3)児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	負担割合	国 1/3 市 2/3
-------	---------	------	-------------

#### <目的・事業内容>

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。

#### <支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童、又は20歳未満の児童で一定以上の障害を有するこれらの児童を養育している者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること

#### <支給額>

区 分	全額支給	一部支給
1人目	42,290円	42,280円～9,980円
2人目	9,990円加算	9,980円～5,000円加算
3人目以降	5,990円加算	5,980円～3,000円加算

※平成29年4月現在支給額

※平成28年8月分(平成28年12月支給)から、第2子に係る加算額は5,000円(一律)から5,000～10,000円、第3子以上に係る加算額は3,000円(一律)から3,000～6,000円に増額され、加算額についても年収に応じた支給額通減と物価スライドが導入された。

**<実績>**

年度		24	25	26	27	28	原因別			
新法	件数	1,661	1,644	1,616	1,576	1,495	離婚	遺棄	死亡	その他
	支給額 (千円)	769,468	757,514	739,335	733,259	717,707	1,281	1	9	204

※平成22年8月から父子家庭も対象となった。

**(4)母子生活支援施設事業**

根拠法令等	児童福祉法第23条・第38条	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
-------	----------------	------	----------------

**<目的・事業内容>**

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

**<実績>**

年度		24	25	26	27	28
区分	措置					
	世帯数(月平均)	71(6)	54(5)	53(4)	25(2)	30(3)
	人員(月平均)	217(18)	168(14)	153(13)	63(5)	72(6)
	措置費(千円)	18,191	15,892	13,552	6,416	8,815

※市が措置したもの

※平成26年3月末大牟田市母子生活支援施設廃止。

**(5)助産施設**

根拠法令等	児童福祉法第22条・第36条	負担割合	—
-------	----------------	------	---

**<目的・事業内容>**

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院させて、助産を受けさせる。

**<施設の概要>**

平成22年4月1日設置

名称	大牟田市立病院助産施設
所在地	大牟田市宝坂町2丁目19-1
定員	1名

※市が設置していた助産施設については、平成22年4月1日付で廃止。

**(6)児童家庭相談室の設置**

根拠法令等	大牟田市児童家庭相談室設置要綱	負担割合	—
-------	-----------------	------	---

**<目的・事業内容>**

児童家庭福祉に関する相談業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他児童家庭福祉の向上を図るため、児童家庭相談室を設置し相談を受ける。

**<実績>**

①内容別相談受付人数

年度		24	25	26	27	28
相談内容	養護相談					
	児童虐待	84	64	68	82	97
	その他	49	142	139	145	142

保健相談		2	0	0	0	0
障害相談		6	4	7	6	4
非行相談		4	8	10	11	5
育成相談	不登校	23	25	22	28	33
	その他	4	10	11	12	11
その他の相談		60	98	99	137	124
合 計		232	351	356	421	416

### ②年齢別相談受付人数

年齢区分	年度	24	25	26	27	28
未就学児（3歳未満）		76	98	69	82	89
（3～6歳）		42	58	95	97	106
小学校低学年（1～3年生）		37	50	53	65	64
高学年（4～6年生）		37	39	50	56	68
中学生（12～15歳）		30	61	65	61	60
～18歳		10	45	24	60	29
合 計		232	351	356	421	416

### ③対応延べ件数

区分	年度	25	26	27	28
電話対応		1,617	1,966	2,986	3,984
来庁		166	237	544	732
訪問		126	211	697	1,045
その他		355	331	497	1,068
合計		2,264	2,745	4,724	6,829

※②の合計受付人数を1年間に対応した延べ件数

## (7)子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項	負担割合	—
-------	----------------	------	---

### <目的・事業内容>

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のいない児童または保護者に監護させる事が不相当であると認められる児童及びその保護者の早期発見を図り、関係機関と要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

### <構成機関>

大牟田医師会、大牟田警察署、大牟田市社会福祉協議会、大牟田市小学校長会、大牟田市中・特別支援学校長会、大牟田市保育所連絡協議会、大牟田市民生委員・児童委員協議会、大牟田地区私立幼稚園協会、甘木山学園、福岡県弁護士会筑後部会、福岡法務局柳川支局、柳川人権擁護委員協議会、大牟田児童相談所、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会相談支援部会、大牟田市教育委員会、大牟田市（福祉事務所及び保健所を含む）

### 大牟田市子ども支援ネットワーク会議の開催回数

会議名	年度	24	25	26	27	28
代表者会議		1	1	1	1	1
実務者会議		12	12	12	12	12
個別ケース検討会議		18	29	21	45	81

※実務者会議は、平成22年度までは、要保護児童定期検討会として2構成機関（児童相談所・市）で実施。

※平成23年度に実務者会議の位置づけを行う。

※平成25年度に実務者会議を3構成機関（児童相談所・教育委員会・市）とする。

## 5 母子父子寡婦福祉

### (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条・第14条・ 第31条の6・第32条	負担割合	県10/10
-------	---	------	--------

#### <目的・事業内容>

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

#### <母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分)>

資金名	貸付 限度額 (千円)	利 息	24年度 貸付状況		25年度 貸付状況		26年度 貸付状況		27年度 貸付状況		28年度 貸付状況	
			件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
事業開始 資金	2,850	無利子 (1.5%)										
事業継続 資金	1,430	無利子 (1.5%)										
修学 資金	高校	公立27 私立45	無利子	1	828			1	540			
	高等専 門学校	公立31 私立48	無利子									
	大学	公立67 私立81	無利子						1	1,080	1	1,620
	その他	公立27 私立45	無利子					2	2,640			
修業資金	68 (460)	無利子										
就学支度 資金	高校等150 大学等370	無利子	1	160	2	730	5	1,587			3	980
住宅資金	1,500 (特別2,000)	無利子 (1.5%)										
就職支度 資金	100 (330)	無利子 (1.5%)										
技能習得 資金	68 (460)	無利子 (1.5%)	1	1,080	1	1,080	2	2,760	1	410		
生活資金	141 103	無利子 (1.5%)	1	1,080	1	1,080						
結婚資金	300	無利子 (1.5%)										
転宅資金	260	無利子 (1.5%)									1	200
合 計			4	3,148	4	2,890	10	7,527	2	1,490	5	2,800

※貸付限度額は、平成29年4月1日現在

※修学資金、就学支度資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

※技能習得資金の（ ）金額は、自動車運転免許の場合

※就職支度資金の（ ）金額は、自動車購入の場合

※修学資金、修業資金、就学支度資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.5%の有利子。  
 ※26年10月1日より父子家庭も対象となった。

## (2)ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	-------------------------	------	-------------

### <目的・事業内容>

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

### <支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護法による保護を受けていないこと
- ・ 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

### <実績>

年度		24	25	26	27	28
ひとり親	対象者	3,549	3,433	3,385	3,303	3,194
	件数	33,159	31,188	32,552	31,891	33,110
	金額(千円)	105,778	96,089	101,988	99,514	96,742

※平成20年9月末で、一人暮らしの寡婦対象外（平成22年9月末まで経過措置）

## (3)高等職業訓練促進給付金等事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市高等職業訓練促進給付金等要綱	負担割合	国 3/4 市 1/4
-------	--	------	-------------

### <目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業。（平成28年度から、支給上限2年→3年）

### <対象資格>

- ・ 看護師（准看護師を含む） ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士
- ・ 言語聴覚士（平成28年4月1日追加） ・その他市長が定めるもの（平成28年4月1日追加）

### <実績>

年度	24	25	26	27	28
准看護師	17	15	19	20	20
看護師	2	0	1	3	2
介護福祉士	1	1	0	0	0
保育士	0	0	0	0	0
理学療法士	0	0	0	0	0
作業療法士	1	1	1	1	1
給付者合計	21	17	21	24	23
事業費 (千円)	27,809	18,646	22,132	25,518	25,471
給付者のうち卒業者数 (人)	13	8	10	10	12
給付者のうち資格取得者 (人)	13	8	10	10	12
給付者のうち就職者 (人)	12	7	10	9	10

#### (4) 自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	負担割合	国3/4 市1/4
-------	---	------	-----------

##### <目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成24年度から実施。

##### <対象講座>

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定講座で、就労に結びつく可能性の高い講座。(平成28年度から、支給上限10万円→20万円)

##### <実績>

区分	年度	24	25	26	27	28
対象講座の指定	(件)	1	0	0	1	0
給付金の支給	(件)	0	0	0	0	1
事業費	(千円)	0	0	0	0	49

## 6 母子医療事業

#### (1) 未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
-------	------------	------	----------------

##### <目的・事業内容>

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

本市は保健所政令市のため従前から実施しているものであるが、平成25年度から権限委譲により市町村業務となったことに伴い、国1/2、市1/2の負担割合が国1/2、県1/4、市1/4となった。

##### <実績>

区分	年度	24	25	26	27	28
新規申請者数		13	21	20	17	8
出生時 体 重	1,000 g 以下	1	1	3	2	0
	1,001～1,500 g	3	5	8	5	1
	1,501～1,800 g	1	6	2	4	4
	1,801～2,000 g	6	7	6	3	3
	2,000 g 以上	2	2	1	3	0
金額 (千円)		3,431	4,917	15,349	4,852	2,223

※金額には、支払事務手数料を含む。

#### (2) 妊娠高血圧症候群等療養援護

根拠法令等	大牟田市妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱	負担割合	市10/10
-------	------------------------	------	--------

### <目的・事業内容>

妊娠高血圧症候群や糖尿病等の妊産婦の療養に要する費用の一部を支給することで、経済的負担を軽減し、早期に適正な療養を受けさせることにより、妊産婦の死亡及び後遺症等を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害児の発生防止を図る。

7日以上入院を必要とするもので、かつ前年分の所得税課税額の年額が1万5千円以下の世帯に属するものが対象となる。

### <実績>

年度 区分	24	25	26	27	28
申請者数	0	0	0	0	0

### (3) 育成医療

根拠法令等	障害者総合支援法 第54条、第58条	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--------------------	------	-------------------

### <目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる18歳未満の児童に対し、必要な医療の給付を行う。

平成24年度までは、県への進達業務のみであったが、平成25年度から権限委譲により市町村業務となった。

### <実績>

年度 区分		24	25	26	27	28
申請件数		31	46	28	31	33
給付内訳	肢体不自由	2	6	2	2	5
	視覚障害	0	1	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	1	1	1	2	1
	音声・言語・そしゃく機能障害	18	27	18	19	17
	心臓機能障害	6	9	4	6	6
	腎臓機能障害	0	0	1	0	1
	その他	4	2	2	2	3
金額(千円)			1,425	8,037	1,567	1,983

※金額には、支払事務手数料、通信運搬費を含む。

### (4) 小児慢性特定疾病医療費助成

根拠法令等	児童福祉法 第19条の2	負担割合	—
-------	--------------	------	---

### <目的・事業内容>

小児期における特定な疾患については、その治療が長期間にわたり、かつ医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなる。小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

### <実績>

年度 区分		24		25		26		27		28	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申請件数		5	60	15	58	21	60	10	78	8	75

給付内訳	悪性新生物	2	14	0	17	2	13	1	12	1	10
	慢性腎疾患	0	2	2	2	1	4	0	4	3	5
	慢性呼吸器疾患	0	0	1	0	2	1	0	3	0	1
	慢性心疾患	0	3	2	3	1	5	1	8	1	8
	内分泌疾患	2	17	7	14	12	14	5	25	3	25
	膠原病	0	2	0	3	0	3	0	2	0	1
	糖尿病	1	7	0	6	1	7	1	9	0	9
	先天性代謝異常	0	4	1	4	0	4	0	4	0	4
	血友病等血液免疫疾患	0	7	1	6	0	5	1	5	0	5
	神経・筋疾患	0	2	1	1	1	2	0	3	0	2
	慢性消化器疾患	0	2	0	2	1	2	1	3	0	5

(5)小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

根拠法令等	大牟田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。平成25年度から実施。

<実績>

年度	25	26	27	28
申請者数	0	1	1	0
事業費(千円)	0	68	36	0

(6)不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱	負担割合	—
-------	-------------------------	------	---

<目的・事業内容>

不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担感を感じている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより、不妊治療を受けやすくし不妊の悩みの軽減を図る。平成16年4月から開始された。

指定医療機関によって行われた特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要した費用が対象で、助成回数や夫婦の合計所得に制限がある。平成28年1月から初回治療及び男性不妊治療の助成が拡充された。平成28年度からは、治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合は助成対象外となった。

実施主体は福岡県、市は進達業務のみ。

<実績>

年度	24	25	26	27	28
申請件数	80	64	81	96	63
初回加算(再掲)				5	20
男性不妊治療(再掲)				2	2

## 7 母子健康診査事業

### (1) 妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査 補助金交付要綱	負担割合	平成24年度まで14回のうち5回分 が市10/10、9回分が国1/2市1/2 平成25年度から 市10/10
-------	---	------	--

#### <目的・事業内容>

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成21年度から14回分の妊婦健康診査補助券を交付。妊婦健康診査補助券を利用できない地域での受診については、申請により一定の基準のもと補助金を交付している。

#### <実績>

区分		年度				
		24	25	26	27	28
委託医療機関	延受診回数	10,809	9,767	9,876	9,798	9,672
	委託料(千円)	80,411	72,793	74,470	73,641	72,968
委託医療機関以外 (里帰り先等)	延受診回数	100	138	235	147	152
	補助金(千円)	527	807	1,295	762	789

### (2) 乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12条、第13条第1項 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	負担割合	市10/10
-------	--	------	--------

#### <目的・事業内容>

乳幼児健康診査(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)を医療機関に委託して実施し、乳幼児の健康増進を図る。

#### <実績>

区分			年度				
			24	25	26	27	28
乳児	4か月児 健康診査	対象人員	821	870	780	785	771
		受診実人員	773	825	762	778	762
	10か月児 健康診査	対象人員	831	871	797	809	799
		受診実人員	741	797	765	785	781
	精密検査数		4	18	17	9	7
委託料(千円)		6,000	6,463	5,957	6,284	6,109	
幼児	1歳6か月児 健康診査	対象人員	919	814	890	767	803
		受診実人員	816	733	845	723	765
		精密検査数	6	8	2	11	6
		委託料(千円)	4,448	3,975	4,432	3,982	4,140
	3歳児 健康診査	対象人員	953	953	837	901	832
		受診実人員	807	828	769	831	781
		精密検査数	3	19	14	10	4
委託料(千円)		3,799	3,875	3,563	3,815	3,812	

### (3) 発達支援事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条第1項	負担割合	市10/10
-------	--------------------	------	--------

### <目的・事業内容>

乳幼児健診後のフォローの一環として行うもので、精神運動発達遅滞疑いや言語発達遅滞疑いの乳幼児に対して専門医による診察や保健指導を行うことにより、疾病異常の早期発見や正常な発育、発達を促す。

- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。月1回、予約制。
- ・ことばとこころの相談：言語発達遅滞疑いや母子の心理的問題に対する相談。月5回、予約制。

### <実績>

延受診者数

区分 \ 年度	24	25	26	27	28
発達クリニック	125	136	98	95	104
ことばとこころの相談	142	148	132	120	167

## 8 母子保健指導事業

### (1) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条、第15条、第16条	負担割合	市10/10
-------	----------------------	------	--------

### <目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

平成24年度からは、3歳児歯科健診時に育児相談を実施している。

### <実績>

区分 \ 年度	24	25	26	27	28	
妊婦	妊娠届出数	877	798	833	792	810
	実人数	933	857	900	855	871
	延人数	996	921	958	906	937
産婦	実人数	250	246	251	203	239
	延人数	444	469	514	378	509
乳児	実人数	921	880	847	1,008	997
	健診の事後指導(再掲)	50	17	12	36	31
	延人数	1,470	1,324	1,319	1,211	1,293
幼児	実人数	470	1,149	1,009	1,039	1,028
	健診の事後指導(再掲)	96	68	70	69	53
	延人数	1,603	1,474	1,364	1,376	1,330
その他	実人数	122	136	85	85	97
	延人数	275	283	151	210	196
電話相談	延人数	627	977	919	1,448	1,516

### (2) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条	負担割合	市10/10
-------	----------------	------	--------

### <目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行える環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパママ専科：妊婦とその家族を対象とする。「妊婦体験用腹部モデル」を使ったお父さんの妊婦体験やマタニティーリラクゼーション、沐浴実習などを行う。
- ・ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月以上1歳未満の児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・健康教育等：子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話など、健康教育を実施している。

### <実績>

年度		24	25	26	27	28
区分	回数					
	参加人数					
パパママ専科	回数	3	3	3	3	3
	参加人数	120	89	105	76	92
ママのほっとスペース	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	306	239	201	211	237
赤ちゃん広場	回数	12	12	12	12	12
	参加人数	428	419	405	304	401
健康教育等	回数	6	4	2	1	3
	参加人数	104	60	18	46	268

### (3) 妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	児童福祉法 第6条の3 大牟田市妊娠期からのケアサポート事業実施要領	負担割合	—
-------	---------------------------------------	------	---

### <目的・事業内容>

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を行って育児不安の軽減等を図る。平成23年度から実施。

### <実績>

年度		24	25	26	27	28
区分	回数					
	参加人数					
医療機関からの依頼件数	妊婦	1	2	4	2	0
	産婦・新生児	25	43	30	26	28
医療機関への依頼件数	妊婦	2	2	0	0	0
	産婦・新生児	1	2	0	0	0

### (4) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11条、第17条、第19条 児童福祉法 第6条の3第4項、第5項	負担割合	市 10/10 一部 国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--	------	------------------------------------

### <目的・事業内容>

保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行う。

妊産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）への訪問は、福岡県助産師会に委託して実施している。乳幼児健診の未受診者へは、嘱託職員が訪問している。

<実績>

区分		年度				
		24	25	26	27	28
妊 婦	実人員	6	10	1	4	4
	延人員	10	15	3	11	8
産 婦	実人員	536	591	493	424	408
	延人員	643	698	636	535	551
新生児 (未熟児を除く)	実人員	510	544	460	404	382
	延人員	571	599	548	410	490
未熟児	実人員	15	12	16	13	6
	延人員	16	15	21	16	7
乳 児 (新生児・未熟児を除く)	実人員	41	70	68	41	40
	延人員	112	121	126	148	75
幼 児	実人員	276	217	212	176	204
	延人員	535	354	374	328	316
その他	実人員	40	27	10	19	32
	延人員	110	68	39	64	75

※そのほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

## 9 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

### (1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法 第10条、第12条、第13条第1項 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業内容>

歯の健康づくりとして、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。

<実績>

区分		年度				
		24	25	26	27	28
1歳6か月児	対象人数	927	815	865	773	803
	実人数	779	671	740	649	686
	延人数	856	728	819	697	713
3歳児	対象人数	953	924	834	890	846
	実人数	771	748	654	712	690

### (2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法 第13条第1項 健康増進法 第4条、第7条 地域保健法 第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育及び歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

<実績>

延参加者数

区分		年度				
		24	25	26	27	28
妊婦歯科健康相談		847	704	619	573	573
乳幼児の歯育て教室	保護者	147	131	227	182	152
	乳幼児	158	126	212	181	154
個別相談		319	318	299	308	388
歯科健康教育		70	45	110	60	36
フッ化物塗布		1,847	1,667	1,749	1,665	1,679
その他		1,316	1,205	1,357	1,232	1,340

※フッ化物塗布は、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査、みんなの健康展にて行っている。

(3歳児歯科健康診査での実施は、平成24年度から。)

※その他は「みんなの健康展」における歯みがき指導等及び「歯の祭典」における歯科健康診査。